

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が發生しないやうにすることを決意し、國民の總意が至高なものであつて、とを宣言し、ここにこの憲法を定立する。そもそも、國政は國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法はこの原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存を維持するため、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に信頼しようと決意した。我らは、平和を維持し、專制と隸從と壓迫と偏狭を地上から永遠に拂拭しようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民がひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國も單に自國に對してのみ責任を負ふものではなく、政治道德の法則は普遍的なものであると信する。この法則に從ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信する。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力を擧げてこの高遠な主義と目的を達成^{するこ}と誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國勢に關するすべての行為には、内閣の補佐と同意を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國勢のみを行ひ、政治に關する權能を^有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより、攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。此の場合には、前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七條 天皇は、内閣の補佐と同意により、國民のために、左の國勢を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約の公布

二 國會の召集

三 衆議院の解散

四 國會議員總選舉を行ふことの公示

五 國勢大臣、大使及び法律の定めるその他の官吏の任免の認證

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權の認證

七 荣典の授與

八 外國の大使及び公使の接受

九 式典の舉行

第八條 國會の議決に基づかなければ、いかなる財産も、皇室にこれを譲り渡し、又は皇室はこれを譲り受けることができない。

第二章 戰爭の拠棄

第九條 國の主權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使とは、他國との間の紛爭の解決の手段としては、永久にこれを拠棄する。

陸海空軍その他の戰力の保持は、これを許さない。國の交戰權は、これを認めない。

第三章 國民の權利及び義務

第十條 國民は、すべての基本的人權の享有着妨げられない。此の憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十一條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつてこれを保持することも、國民はこれを濫用してはならず。此のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二條 すべて國民は個人としてこれを尊重する。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十三條 すべての國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において差別を受けるまい。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、現にこれを有し又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十四條 公務員を選定しこれを能過することは、國民の固有の權利である。公務員は、すべて全體の奉仕者であつて、その一部の奉仕者ではない。公務員は、すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に關し公約にも私約にも責任を問はれない。

第十五條 すべて國民は、損害その他に關する救濟、公務員の罷免及び法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正に關し、平穡に請願する權利を有し、何人もかかる請願をしたために、いかなる差別待遇を受けない。

第十六條 すべて國民は、いかなる奴隸的役務にも服させられぬ。
又犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役は服させ
られない。

第十七條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八條 信教の自由は、すべての國民に對してこれ等を保障する。
いかなる宗教團體も、國家から特權を受け、又は政治上の權力を行
使してはならない。

すべて國民は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に參加すること
とを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もし
てはならぬ。

第十九條 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを
保障する。

檢閲は、これをしたはならない。秘密は、これを侵してはならない。

第二十條 すべて國民は、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及

び職業選擇の自由を有する。

すべて國民は、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵さ
れない。

第二十一條 研學の自由は、此時を保障する。

第二十二條 婚姻は、兩性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の
權利を有することを基本として相互の協力により維持されなけ
ればならぬ。

配偶の選擇、財産權相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して、法律を制定しなければならぬ。

第二十三條 法律は、すべての生活分野において、社會の福祉及び安寧、公衆衛生、自由、正義並びに民主主義の向上發展のため、立憲されなければならぬ。

第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、その保護する兒童に初等教育を受けさせら義務を負ふ。初等教育は無償とする。

第二十五條 すべて國民は、勤勞の權利を有する。
賃金、就業時間その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

兒童は、これを酷使してはならない。

第二十六條 勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十七條 財產權は、これを侵してはならない。

財產權の內容は、公共の福祉に適するやうに法律でこれを定める。

私有財產は、正當な補償の下に、此を公のために用ひることができる。

第二十八條 すべて國民は、法律の定める手續によらなければ、そ

の生命若くは自由を奪はれ、又は刑罰を科せられないと。

第二十九條　すべて國民は、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十條　すべて國民は、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が發する、訴追の理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十一條　すべて國民は、訴追の趣旨を直ちに告げられず、又は直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、留置又は拘禁されない。又、すべて國民は、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示さなければならぬ。

第三十二條　國民が、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受ける、とのない権利は、第三十條の場合を除いては、相當の理由に基いて發せらる搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵入しない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が發する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十三條　公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四條　すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人を訊問するあらゆる機會を與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、かかる場合にも、資格を有する辯護人を依頼し、自らこれを依頼できないときは、國でこれを附する。

第三十五條　すべて國民は、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若くは脅迫の下で行はれた自白又は留置若くは拘禁の期間の延長の下で行はれた自白は、これを證據とすることはできない。

すべて國民は、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は處罰されない。

第三十六條　すべて國民は、實行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為に因り、刑事上の責任を問はれない。又、すべて國民は、同一の犯罪につき重複して處罰されない。

第四章 國會

第三十七條　國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第三十八條　國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條　兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定數は、法律でこれを定める。

第四十條　兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地によつて差別してはならぬ。

第四十一條　衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合に於ては期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年毎に議員の半數を改選する。

第四十三條 選舉區投票の方法その他兩議院の議員の選舉に関する事項は、法律でこれを定めらる。

第四十四條 何人も同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受けける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その院の要求があれば、會期中にこれを釋放しなければならぬ。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會は、少くとも、毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要請があれば、内閣は、その召集を決定しなければならぬ。

第五十条 衆議院が解散されると、それは、解散の日から二月以内に參議院議員の總選舉を行ふ。

の選舉の日から三十日以内に國會を召集しなければならぬ。

衆議院が解散されたときは參議院は同時に閉會となる。

第五十一条 欄議院は、各その議員の選舉又は資格に關する爭訟を裁判する。

當選者となつた者の議席を失はせるには出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十二条 欄議院は、各その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができるない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半數でこれを決し、可否同數のときは議長の決するところによる。

第五十三条 欄議院の會議は公開とし、秘密會を開くことはできない。

兩議院は、その會議の記錄を保存し、これを公刊して一般に領布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議錄に記載しなければならない。

第五十四条 欄議院は、各その議長その他の役員を

選任する。

兩議院は、本の右の各の會議の期日を除いて開會する規則を定め、紀律に反する議員を懲罰する事とする。但し、議員を除名するには出席議員の三分の一を過る。

第五十五條 法律案は、二以上の多數による議決を以要とする。

第五十五條 法律案は、この憲法の特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決した時法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれを異にする議決をした

法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後

國會休會中の期間を除いて六十日以内に議決しないときには、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條 豫算は、前と衆議院で提出する。

豫算について、參議院で衆議院と異った議決をした場合に法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しない、

又は參議院が衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて四十日以内に議決しないときは、前條第項の規定を適用する。

第五十九條 両議院は、本が國勢に関する調査を行ひて關する證人の出頭、證言の供給及び

記録の提出を要すことを。この場合には、法律の定めるところにより、その要求應する事態がある。

第五十九條　内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に
議席を有^{する}とも有^{しない}とも、何時でも議案について發言
するため議院に出席^{する}。又、答辯又は説明のため出席
を求められたときは、出席しなければならぬ。

第六十條　國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判する
ため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。
彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十一條　行政權は、内閣がこれを行ふ。

第六十二條　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内
閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を
負ふ。

第六十三條　内閣總理大臣は、國會の議決でこれを指名する。この指
名は、他のすべての案件に先んじて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異った指名の議決をした場合に、法律の
定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致し
ないときは衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて
二十日以内に、參議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議
決を國會の議決とする。

第六十四條　内閣總理大臣は、國會の同意により、國務大臣を任
命する。この同意については、前條第二項の規定を準用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十五條　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならぬ。

第六十六條　内閣總理大臣が缺けたときは、又は衆議院議員總選舉の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は總辭職せなければならぬ。

第六十七條　前二條の場合には、内閣は、新に内閣總理大臣が任命されるまで引き續ぎその職務を行ふ。

第六十八條　内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第六十九條　内閣は、一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を掌理すること
- 二 外交關係を處理すること
- 三 脩約、國際約定及び協定を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の同意を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める規準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること
- 五 豊算を作成して國會に提出すること
- 六 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を

除いては、刑罰規定を設けることはできない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定する二
と

第七十條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十一條 國務大臣は、その在任中は、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため訴追の權利は、害されない。

第六章 司法

第七十二條 司法權は、すべて最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所が、これを行ふ。

特別裁判所は、これを設置^{する事とか}しない。行政機關は、終審として裁判を行ふことはできない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十三條 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項その他司法權の自由な行使に關する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならず。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を下す。

級裁判所に委任することができる。

第七十四條 裁判官は、裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

第七十五條 最高裁判所は、法律の定める員数の裁判官でこれを構成し、その裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、満七十歳に達した時退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初で行はれる衆議院議員總選舉の際に更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在仕中、これを減額することはできない。した時退官する。

第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は任期を七年とし、再任されることができる。但し、満七十歳に達した時退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受け
る。この報酬は、在任中、これを減額できない。

第七十七條 最高裁判所は、最終裁判所であつて、一切の法律、命令、
規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限
を有する。

第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。但し、
裁判所が、全員一致で公の秩序又は善良の風俗を害する虞がある
と決した場合には、對審は、公開せずにこれを行ふことができ
る。政治に関する犯罪、出版物に関する犯罪又はこの憲法第
三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、
常にこれを公開しなければならぬ。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならぬ。

第八十條 新に租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十一條 國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十二條 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。

第八十三條 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任で此を支出^{すること}する。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の同意を得なければならぬ。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。皇室財産から生ずる收益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の經費支出は、豫算に計上して國會の同意を得なければならぬ。

第八十五條 公金その他の公の財産は、宗教制度若しくは宗教團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の管理に

屬しない慈善、教育若くは博愛の事業に對しこれを支出し、又はその利用に供してはならない。

第八十六條 國の收入支出の決算は、十べて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならぬ。

第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運營に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めたその他の支員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選舉する。

第九十条 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定する。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用され、各特別管は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民

の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會でこれを制定できない。

第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、國會の定めるところにより行はれる投票において、その過半數の賛成を必要とする。憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法の一部を成すものとして、直ちにこれを公布しなければならぬ。

第十章 最高法規

第九十三條 この憲法並びにこれに基いて制定された法律及び條約は、國の最高法規とし、その條規に反する法律、命令、詔勅及びその他の政府の行為の全部又は一部は、その效力を有しない。

第九十四條 この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成程であつて、これらの権利は、過去幾多の試鍊に堪へ、現在及ば將來の國民に對し、侵すことができない永久の權利として與へられたものである。

第九十五条 天皇又は攝政及び國勢大臣、國會議員、裁判官その他の公勢員は、この憲法を尊重し擁護する義勢を負ふ。

第九十六条 第十一章 準則 この憲法は、公布の日から起算して六月を経過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するためには必要な法律の制定、参議院議員の選舉及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するためには必要な準備手續は前項の期日よりも前にこれを行ふことができる。

第九十七条 この憲法施行の際現に華族その他之貴族

の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、此を認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、國又は地方、其團體においていかなる政治的權力も有しない。

第九十八条 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

第九十九条 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、抽籤でこれを定める。

第一百條 この憲法施行の際 現に、國務大臣、衆議院
議員、裁判官その他の公務員の地位にある者は、
法律で特別の定をした場合を除いては、この憲
法施行のため、直ちにその地位を失ふことはな
い。但し、この憲法によつて、後任者が選舉され
又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。